

欧州新成長国株式ファンド

追加型投信 / 海外 / 株式

[投資信託説明書(交付目論見書) | 2020.2.8]



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|---------------|-------------------|------|-------------|--------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 海外 | 株式 | その他資産(投資信託証券(株式)) | 年1回 | 欧州 / エマージング | ファンド・オブ・ファンズ | なし |

※属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページに掲載しております。
- ファンドの信託約款の全文は、投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)の交付を請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されています。

この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「欧州新成長国株式ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年2月7日に関東財務局長に提出しており、2020年2月8日にその効力が生じております。

ファンドの販売会社、基準価額などについては、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

T&Dアセットマネジメント株式会社

設立年月日:1980年12月19日 資本金:11億円
(資本金、運用純資産総額は2019年11月末日現在)

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第357号
運用する投資信託財産の合計純資産総額:11,715億円

<照会先>

電話番号:03-6722-4810 インターネットホームページ:<https://www.tdasset.co.jp/>
(受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1. 中東欧諸国およびロシアの株式を主要投資対象とします。

アイルランド籍外国投資信託「メツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンド」を通じて、中長期的に高い経済成長が見込める中東欧諸国およびロシア(以下「欧州新成長国」ということがあります。)の企業が発行する株式に投資します。



■ エマーシング諸国とは、今後経済発展が期待される新興国のことです。

■ フロンティア諸国とは、発展のスタート段階にある途上国のことです。

※メツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンドにて投資対象と考えられる国です。

※投資対象国は、将来予告なく変更になることがあります。

※EU 諸国が投資対象国となる場合があります。

※2019年10月末日現在

2. 外国投資信託の運用は、欧州新成長国への投資実績があるメツラー・アセット・マネジメント GmbH(フランクフルト)が行います。

同社は2000年10月から当該地域の株式に投資する投資信託の販売をヨーロッパの投資家向けに開始しています。ファンドが投資する外国投資信託は、当該投資信託と同一の投資方針により運用を行う別の投資信託となります。

メツラー・グループについて

METZLER

メツラーは1674年に設立されたドイツのプライベート・バンクであるB. メツラー・ゼール・ゾーン & Co.KGaAを中核とする金融グループで、資産運用、コーポレート・ファイナンス、キャピタルマーケット、プライベート・バンキングの4つの部門を有しています。

メツラー・グループは、欧州の投資家とともに300年以上にわたり培われた企業調査に重点を置く資産運用サービスに現代の最先端の情報技術システムを取り込み、着実に運用実績を積み重ねています。

メツラー・グループの資産運用は内外における利益相反を排除し、客観的な分析に基づいて行われます。このような純粋に客観的な分析に基づく運用を行うために、メツラー・グループは個別企業への貸付業務を行わず、さらに自己勘定による金融商品のトレーディングも一切行っておりません。

3. 原則として為替ヘッジは行いません。

組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

運用プロセス(外国投資信託) – 基本となる3つの柱 –

●カントリーアロケーション

マクロ情報、金利、流動性、企業収益、バリュエーション、資金動向、その他テクニカル要因を総合し、各国別に分析します。

●セクタースクリーニング

セクタースペシャリストが欧州新成長国の優良株を中心に定量・定性両面から相対分析を行います。

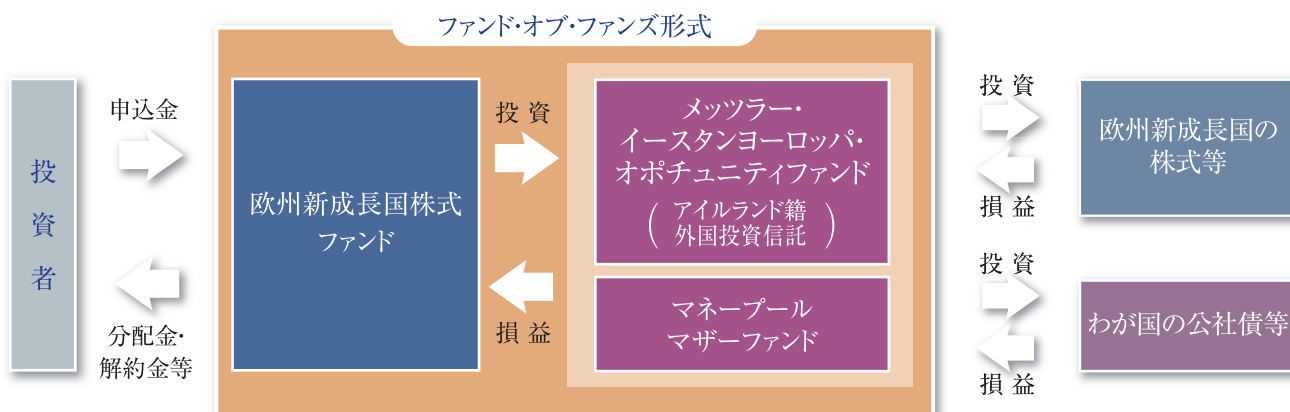
→業種ごとに投資候補銘柄ユニバースを作成します。

●銘柄選択(中小型セレクション)

積極的な企業訪問などによる丹念なリサーチに基づく銘柄選択を行います。中小型株の組入は純資産総額の25%までとします。

◆ファンドの仕組み

ファンドは、以下の投資信託の受益証券に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。



◆主な投資制限

- 株式への投資割合 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの使用 有価証券先物取引等を行いません。

◆分配方針

毎決算時(11月10日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

追加的記載事項

投資する投資信託証券の概要

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | メツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンド |
| 分類 | アイルランド籍／外国投資信託／ユーロ建 |
| 設定日 | 2005年12月1日 |
| 運用基本方針 | 信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。 |
| 主な投資対象 | 中東欧諸国およびロシアの企業の発行する上場株式または新株引受権証券等を主要投資対象とします。 |
| 主な投資制限 | ①未上場株式等への投資は信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②同一発行体(公的機関を除く)の株式等への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③デリバティブへの投資は純資産総額の5%未満とします。 ④投資信託証券への投資は純資産総額の20%以下とします。 ⑤有価証券の空売りは純資産総額の範囲内とします。 ⑥ファンドの借入れは純資産総額の10%以下とします。 |
| 分配方針 | 信託財産から生じる利益は、原則として信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。 (投資顧問会社の裁量により、分配方針は変更されることがあります。) |
| 決算日 | 12月末日 |
| 信託報酬等 | 運用報酬:純資産総額の年0.50% 管理報酬:純資産総額の年0.20%程度 この他、カストディアン等がかかりますが、運用状況等により変動しますので、事前に料率等を示すことはできません。 |
| 投資顧問会社 | メツラー・アセット・マネジメント GmbH(フランクフルト) |

| | |
|--------|-------------------------------------|
| ファンド名 | マネープールマザーファンド |
| 分類 | 親投資信託 |
| 設定日 | 2005年11月30日 |
| 運用基本方針 | 安定した収益の確保をめざして運用を行います。 |
| 主な投資対象 | わが国の公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。 |
| 主な投資制限 | ①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 |
| 分配方針 | 分配は行いません。 |
| 決算日 | 11月10日(休業日の場合は翌営業日) |
| 信託報酬等 | 信託報酬、申込手数料、信託財産留保額はありませぬ。 |
| 委託会社 | T&Dアセットマネジメント株式会社 |

各概要は、2019年10月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

投資リスク

□ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

| | |
|----------|--|
| 株価変動リスク | 株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。 |
| 為替変動リスク | 外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。 |
| カントリーリスク | 投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制等が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。 |

※基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

□ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 分配金に関する留意点
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

□ リスクの管理体制

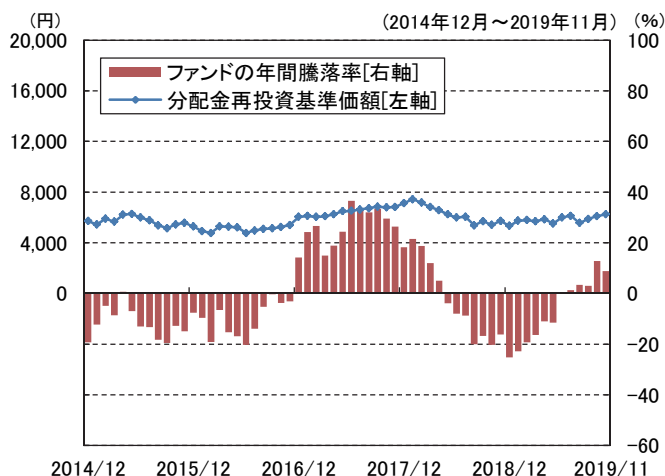
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

《参考情報》

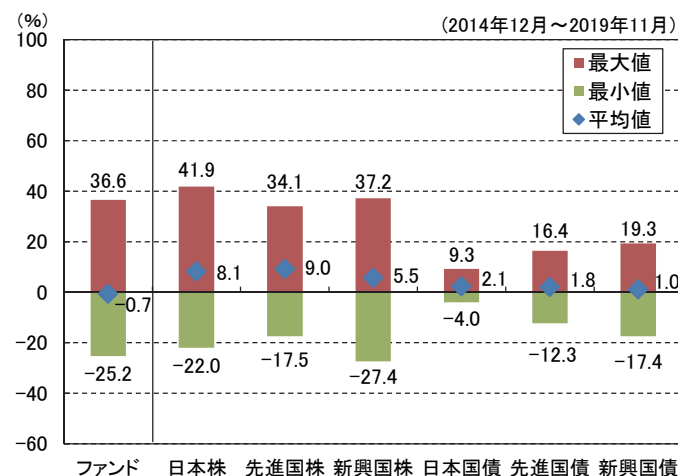
代表的な資産クラスとの騰落率の比較

＜ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞



(注) ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞



- * 右のグラフは、2014年12月から2019年11月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- * 右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- * 上記の騰落率は2019年11月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

○各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株・・・MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
- 先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

- * 詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIX に関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI コクサイ・インデックスは MSCI が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村証券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる T&D アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

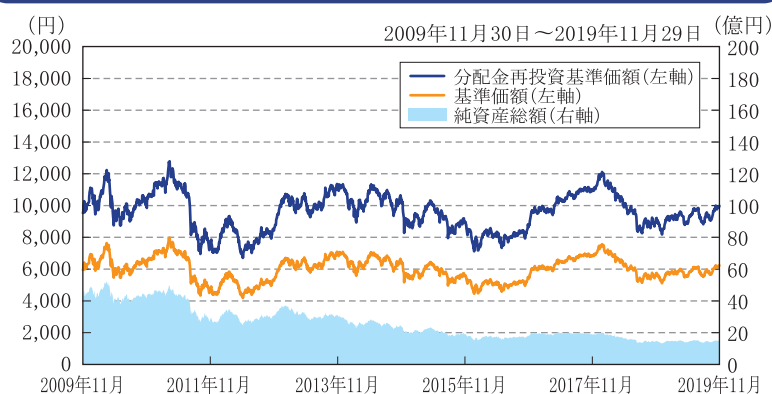
FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドは、JP モルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権は JP モルガン社に帰属します。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。

※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

| | |
|----------|--------|
| 2019年11月 | 0円 |
| 2018年11月 | 0円 |
| 2017年11月 | 0円 |
| 2016年11月 | 0円 |
| 2015年11月 | 0円 |
| 設定来累計 | 5,600円 |

主要な資産の状況

●投資比率

| | |
|------------------------------|--------|
| メッツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンド | 95.9% |
| マネーブルマザーファンド | 2.3% |
| 現金・預金等 | 1.9% |
| 合計 | 100.0% |

※比率は、表示桁数未滿を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

●メッツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンドにおける運用状況(現地月末基準)

<組入上位銘柄>

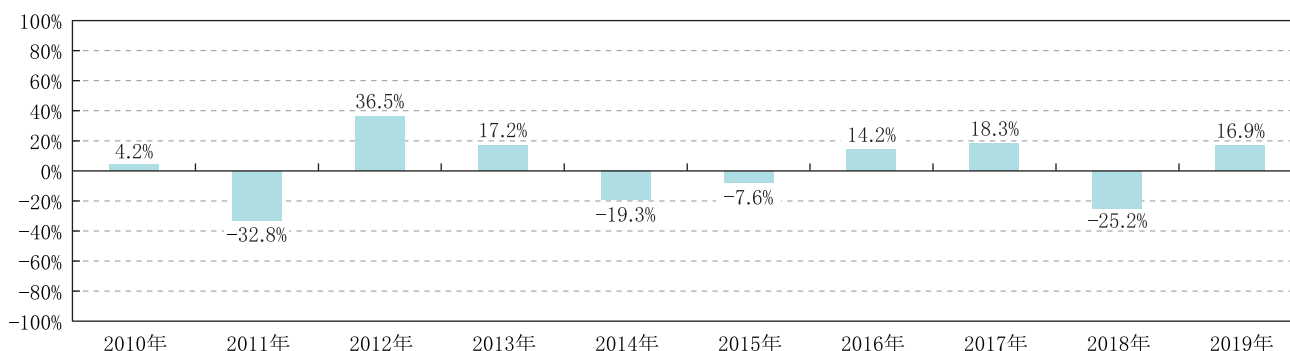
| 銘柄名(銘柄数59) | 業種 | 国 | 比率 |
|---------------------------|-------------|-------|------|
| GAZPROM ADR SP./2 RL 5L 5 | エネルギー | ロシア | 6.6% |
| TATNEFT PJSC PFD RL 1 | エネルギー | ロシア | 6.1% |
| OTP BANK NYRT. | 銀行 | ハンガリー | 5.0% |
| SBERBANK PFD RL 3 | 銀行 | ロシア | 4.8% |
| LUKOIL SP.ADR RL-,025 | エネルギー | ロシア | 4.8% |
| POWSZECHNY ZAKLAD UBEZP. | 保険 | ポーランド | 4.0% |
| TUERKIYE GAR.BANK.NAM.TN1 | 銀行 | トルコ | 3.6% |
| PKO BANK POLSKI S.A. ZY 1 | 銀行 | ポーランド | 3.5% |
| YANDEX N.V. CL.A DL -,01 | ソフトウェア・サービス | オランダ | 3.1% |
| TCS GROUP HOL.GDR REG S 1 | 銀行 | キプロス | 2.6% |

<組入上位国および業種>

| 国 | 比率 |
|-------------|-------|
| ロシア | 31.2% |
| トルコ | 22.5% |
| ポーランド | 18.8% |
| ハンガリー | 6.6% |
| ギリシャ | 4.4% |
| 業種 | 比率 |
| エネルギー | 27.1% |
| 銀行 | 23.3% |
| 素材 | 9.3% |
| ソフトウェア・サービス | 8.5% |
| 資本財 | 5.3% |

※上記のデータは運用会社であるメッツラー・アセット・マネジメントGmbH(フランクフルト)からのデータを使用しております。また、各比率は「メッツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンド」の純資産総額に対する評価額の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2019年は年初から11月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|--------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた額 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 |
| 購入の申込期間 | 2020年2月8日から2020年9月24日まで |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象とする投資信託証券の解約制限等その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。 |
| 信託期間 | 2020年11月27日まで(2005年11月30日設定) |
| 繰上償還 | 投資対象とする外国投資信託が存続しなくなる場合は、繰上償還されます。また、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、繰上償還となる場合があります。 |
| 決算日 | 11月10日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年1回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。 |
| 信託金の限度額 | 5,000億円 |
| 公 告 | 委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ(https://www.tdasset.co.jp/)に掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。 |
| 課 税 関 係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 |
| 申込不可日 | 下記のいずれかに該当する日には、販売会社が営業日であっても購入・換金のお申込はできません。 ダブリンまたはフランクフルトの証券取引所もしくは銀行の休業日 |



ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|---|
| 購入時手数料 | 購入価額に、 3.30% (税抜3.0%) を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|---|-------|--|------|-------------------------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンド | <p>毎日、ファンドの純資産総額に年1.32% (税抜1.20%)の率を乗じて得た額とします。 ファンドの運用管理費用(信託報酬)は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および償還時にファンドから支払われます。 【信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td></td> <td></td> <td>(年率)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">運用管理費用 (信託報酬)の配分(税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>0.36%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.80%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.04%</td> </tr> </table> <p>【運用管理費用(信託報酬)の対価の内容】 委託会社: 委託した資金の運用等の対価 販売会社: 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 受託会社: 運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</p> | | | (年率) | 運用管理費用 (信託報酬)の配分(税抜) | 委託会社 | 0.36% | 販売会社 | 0.80% | 受託会社 | 0.04% |
| | | | (年率) | | | | | | | | | |
| | 運用管理費用 (信託報酬)の配分(税抜) | 委託会社 | 0.36% | | | | | | | | | |
| 販売会社 | | 0.80% | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | | 0.04% | | | | | | | | | | |
| 投資対象とする外国投資信託 | <p>外国投資信託の純資産総額に対し、年0.70%程度 外国投資信託の運用報酬は、外国投資信託の運用の対価、運用財産の管理等の対価です。</p> | | | | | | | | | | | |
| 実質的な負担 | <p>年2.02% (税抜1.90%)程度 ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用報酬等を加味して、受益者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。</p> | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | <ul style="list-style-type: none"> 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。 <p>また、組入外国投資信託においても、証券取引・オプション取引等に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。 これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p> | | | | | | | | | | | |

上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

●税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|-------------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時 および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315% |

- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」をご利用の場合
NISAおよびジュニアNISAは、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・法人の場合は上記と異なります。
- ・税金の取扱いについては、2019年11月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

T&Dアセットマネジメント